Ｃ００１　訪問歯科衛生指導料
　１　複雑なもの　360点
　２　簡単なもの　120点
注１　歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士、保健師、看護師又は准看護師が訪問して療養上必要な指導として、患者又はその家族等に対して、当該患者の口腔内での清掃（機械的歯面清掃を含む。）又は有床義歯の清掃に係る実地指導を行った場合は、患者１人につき、月４回（同一月内に１及び２を行った場合は併せて月４回）に限り算定する。
２　１については、患者と１対１で20分以上療養上必要な歯科衛生指導を適切に行った場合に算定し、２については、１人又は複数の患者に対して療養上必要な歯科衛生指導を適切に行った場合に算定する。それぞれ当該歯科衛生指導で実施した指導内容等について、患者に対し文書により提供した場合に算定する。
３　訪問歯科衛生指導に要した交通費は、患家の負担とする。
４　区分番号Ｂ００１－２に掲げる歯科衛生実地指導料を算定している患者については算定しない。

Ｃ００１－２　削除

Ｃ００１－３　歯科疾患在宅療養管理料
　１　在宅療養支援歯科診療所の場合　140点
　２　１以外の場合　130点
注１　当該保険医療機関に属する保険医である歯科医師が、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者であって継続的な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当該患者又はその家族の同意を得て、当該患者の歯科疾患の状況等を踏まえて作成した管理計画書を提供した場合に、月１回に限り算定する。
２　在宅療養支援歯科診療所に属する歯科医師が、当該患者の口腔機能の評価を行い、当該評価結果を踏まえて管理計画書を作成し、当該患者又はその家族に対して文書により提供した場合には、口腔機能管理加算として、月１回に限り、所定点数に50点を加算する。
３　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料、区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料又は区分番号Ｎ００２に掲げる歯科矯正管理料は、別に算定できない。
４　主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を行っているもの（区分番号Ｃ００１に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者又は区分番号Ｎ００２に掲げる歯科矯正管理料を算定している患者を除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合には、月１回に限り所定点数に60点を加算する。ただし、区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療を算定した日又は当該加算を算定した翌月においては、算定しない。

Ｃ００１－４　在宅患者歯科治療総合医療管理料　140点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に限る。）であって別の保険医療機関（歯科診療を行うものを除く。）から歯科治療における総合的医療管理が必要であるとして文書により診療情報の提供を受けたものに対し、第８部処置（区分番号Ｉ００９、区分番号Ｉ００９－２、区分番号Ｉ０１０及びＩ０１１－３に掲げるものを除く。）、第９部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴（区分番号Ｍ００１から区分番号Ｍ００２までに掲げるものに限り、全身麻酔下で行うものを除く。）を行うに当たって、必要な医療管理を行った場合に、月１回に限り算定する。
２　同一の患者につき同一月に在宅患者歯科治療総合医療管理料を算定すべき医療管理を２回以上行った場合においては、第１回目の医療管理を行ったときに算定する。
３　鎮静及び医科点数表の区分番号Ｄ２２０に掲げる呼吸心拍監視に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｃ００２　救急搬送診療料　1,300点
注　患者を救急用の自動車で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から当該自動車に同乗して診療を行った場合に算定する。

Ｃ００３　在宅患者訪問薬剤管理指導料
　１　同一建物居住者以外の場合　550点
　２　同一建物居住者の場合　385点
注１　１については、在宅において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、２については、在宅において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、１と２を合わせて月２回に限り算定する。
２　麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、１回につき所定点数に100点を加算する。
３　在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

Ｃ００４　退院前在宅療養指導管理料　120点
注１　入院中の患者が在宅療養に備えて一時的に外泊するに当たり、当該在宅療養に関する指導管理を行った場合に月１回に限り算定する。
２　６歳未満の乳幼児に対して在宅療養に関する指導管理を行った場合には、乳幼児加算として、所定点数に200点を加算する。

Ｃ００５　在宅悪性腫瘍患者指導管理料　1,500点
注１　在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に月１回に限り算定する。
２　退院した患者に対して退院の日から１月以内に行った指導管理の費用は算定しない。
３　入院中の患者に対して退院時に指導管理を行った場合においては、当該退院の日に所定点数を算定できるものとし、退院の日の歯科医学的管理に要する費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｃ００６　削除